

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
明治大学法科大学院	平成25年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法令が定める法律基本科目群50科目、法律実務基礎科目群15科目、基礎法学・隣接科目群17科目及び展開・先端科目群52科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されている。 また、93単位を修了要件とし、このうち法律基本科目群から54単位(修了要件総単位数の8.1%)以上、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上(法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群からそれぞれ4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上)を修得することとしている。	法令が定める法律基本科目群50科目、法律実務基礎科目群15科目、基礎法学・隣接科目群17科目及び展開・先端科目群52科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されている。 また、93単位を修了要件とし、このうち法律基本科目群から54単位(修了要件総単位数の8.1%)以上、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上(法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群からそれぞれ4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上)を修得することとしている。 なお、法律実務基礎科目のうち、「法曹実務演習1」に関しては、その内容の見直しが行われ、4単位から2単位に変更されている。
	2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか(「告示第53号」第5条第2項)。		

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。	51名の専任教員が在籍している。	52名の専任教員が在籍している。
	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか(「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで「専門職」附則2が適用される。)	51名の専任教員のうち、1名が専任(兼担)教員である。	1名の専任(兼担)教員の兼担は解消され、当該教員は、法学部の専任教員となっている。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第53号」第1条第6項)。	専任教員51名の全員が教授である。	専任教員52名の全員が教授である。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。	専任教員51名に対して18名の実務家教員(9名のみなし専任教員を含む。)が在籍している。	専任教員52名に対して19名の実務家教員(9名のみなし専任教員を含む。)が在籍している。
	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	法律基本科目の各科目への専任教員の配置については、公法系(憲法4名、行政法3名)、民事法系(民法8名、商法4名、民事訴訟法10名)、刑事法系(刑法4名、刑事訴訟法7名)とされている。	法律基本科目の各科目への専任教員の配置については、公法系(憲法4名、行政法3名)、民事法系(民法8名、商法4名、民事訴訟法10名)、刑事法系(刑法5名、刑事訴訟法7名)とされている。